

千葉県感染症発生動向調査調査対象疾患一覧

通し No	類	類内 番号	対象感染症	届出種類		届出、報告時期 (医師→保健所→ 情報センター→国)	届出対象		
				全数	定点		患者	擬似症 患者	無症状病原 体保有者
1	1類	1	エボラ出血熱	○		直ちに	○	○	○
2	1類	2	クリミア・コンゴ出血熱	○		直ちに	○	○	○
3	1類	3	痘そう	○		直ちに	○	○	○
4	1類	4	南米出血熱	○		直ちに	○	○	○
5	1類	5	ペスト	○		直ちに	○	○	○
6	1類	6	マールブルグ病	○		直ちに	○	○	○
7	1類	7	ラッサ熱	○		直ちに	○	○	○
8	2類	1	急性灰白髄炎	○		直ちに	○		○
9	2類	2	結核	○		直ちに	○	○	○
10	2類	3	ジフテリア	○		直ちに	○		○
11	2類	4	重症急性呼吸器症候群(1)	○		直ちに	○	○	○
12	2類	5	中東呼吸器症候群(2)	○		直ちに	○	○	○
13	2類	6	鳥インフルエンザ(H5N1)	○		直ちに	○	○	○
14	2類	7	鳥インフルエンザ(H7N9)	○		直ちに	○	○	○
15	3類	1	コレラ	○		直ちに	○		○
16	3類	2	細菌性赤痢	○		直ちに	○		○
17	3類	3	腸管出血性大腸菌感染症	○		直ちに	○		○
18	3類	4	腸チフス	○		直ちに	○		○
19	3類	5	パラチフス	○		直ちに	○		○
20	4類	1	E型肝炎	○		直ちに	○		○
21	4類	2	ウエストナイル熱(3)	○		直ちに	○		○
22	4類	3	A型肝炎	○		直ちに	○		○
23	4類	4	エキノコックス症	○		直ちに	○		○
24	4類	5	エムポックス	○		直ちに	○		○
25	4類	6	黄熱	○		直ちに	○		○
26	4類	7	オウム病	○		直ちに	○		○
27	4類	8	オムスク出血熱	○		直ちに	○		○
28	4類	9	回帰熱	○		直ちに	○		○
29	4類	10	キャサヌル森林病	○		直ちに	○		○
30	4類	11	Q熱	○		直ちに	○		○
31	4類	12	狂犬病	○		直ちに	○		○
32	4類	13	コクシジオイデス症	○		直ちに	○		○
33	4類	14	ジカウイルス感染症	○		直ちに	○		○
34	4類	15	重症熱性血小板減少症候群(4)	○		直ちに	○		○
35	4類	16	腎症候性出血熱	○		直ちに	○		○
36	4類	17	西部ウマ脳炎	○		直ちに	○		○
37	4類	18	ダニ媒介脳炎	○		直ちに	○		○
38	4類	19	炭疽	○		直ちに	○		○
39	4類	20	チクングニア熱	○		直ちに	○		○
40	4類	21	つつが虫病	○		直ちに	○		○
41	4類	22	デング熱	○		直ちに	○		○
42	4類	23	東部ウマ脳炎	○		直ちに	○		○
43	4類	24	鳥インフルエンザ(5)	○		直ちに	○		○
44	4類	25	ニパウイルス感染症	○		直ちに	○		○
45	4類	26	日本紅斑熱	○		直ちに	○		○
46	4類	27	日本脳炎	○		直ちに	○		○
47	4類	28	ハンタウイルス肺症候群	○		直ちに	○		○
48	4類	29	Bウイルス病	○		直ちに	○		○

通し No	類	類内 番号	対象感染症	届出種類		届出、報告時期 (医師→保健所→ 情報センター→国)	届出対象		
				全数	定点		患者	疑似症 患者	無症状病原 体保有者
49	4類	30	鼻疽	○		直ちに	○		○
50	4類	31	ブルセラ症	○		直ちに	○		○
51	4類	32	ペネズエラウマ脳炎	○		直ちに	○		○
52	4類	33	ヘンドラウイルス感染症	○		直ちに	○		○
53	4類	34	発しんチフス	○		直ちに	○		○
54	4類	35	ボツリヌス症	○		直ちに	○		○
55	4類	36	マラリア	○		直ちに	○		○
56	4類	37	野兔病	○		直ちに	○		○
57	4類	38	ライム病	○		直ちに	○		○
58	4類	39	リッサウイルス感染症	○		直ちに	○		○
59	4類	40	リフトバレー熱	○		直ちに	○		○
60	4類	41	類鼻疽	○		直ちに	○		○
61	4類	42	レジオネラ症	○		直ちに	○		○
62	4類	43	レプトスピラ症	○		直ちに	○		○
63	4類	44	ロッキー山紅斑熱	○		直ちに	○		○
64	5類	1	アメーバ赤痢	○		7日以内	○		
65	5類	2	ウイルス性肝炎(6)	○		7日以内	○		
66	5類	3	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○		7日以内	○		
67	5類	4	急性弛緩性麻痺(7)	○		7日以内	○		
68	5類	5	急性脳炎(8)	○		7日以内	○		
69	5類	6	クリプトスポリジウム症	○		7日以内	○		
70	5類	7	クロイツフェルト・ヤコブ病	○		7日以内	○		
71	5類	8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○		7日以内	○		
72	5類	9	後天性免疫不全症候群	○		7日以内	○		○
73	5類	10	ジアルジア症	○		7日以内	○		
74	5類	11	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○		7日以内	○		
75	5類	12	侵襲性髄膜炎菌感染症	○		直ちに	○		
76	5類	13	侵襲性肺炎球菌感染症	○		7日以内	○		
77	5類	14	水痘(9)	○		7日以内	○		
78	5類	15	先天性風しん症候群	○		7日以内	○		
79	5類	16	梅毒	○		7日以内	○		○
80	5類	17	播種性クリプトコックス症	○		7日以内	○		
81	5類	18	破傷風	○		7日以内	○		
82	5類	19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○		7日以内	○		
83	5類	20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○		7日以内	○		
84	5類	21	百日咳	○		7日以内	○		
85	5類	22	風しん	○		直ちに	○		
86	5類	23	麻しん	○		直ちに	○		
87	5類	24	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○		7日以内	○		
88	5類	25	RSウイルス感染症		小児科定点	翌週の月曜日	○		
89	5類	26	咽頭結膜熱		小児科定点	翌週の月曜日	○		
90	5類	27	インフルエンザ(10)		インフル/COVID定点*	翌週の月曜日	○		
91	5類	28	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		小児科定点	翌週の月曜日	○		
92	5類	29	感染性胃腸炎		小児科定点	翌週の月曜日	○		
93	5類	30	急性出血性結膜炎		眼科定点	翌週の月曜日	○		
94	5類	31	クラミジア肺炎(11)		基幹定点	翌週の月曜日	○		
95	5類	32	細菌性髄膜炎(12)		基幹定点	翌週の月曜日	○		
96	5類	33	新型コロナウイルス感染症(13)		インフル/COVID定点*	翌週の月曜日	○		
97	5類	34	水痘		小児科定点	翌週の月曜日	○		
98	5類	35	性器クラミジア感染症		STD定点	翌月初日	○		

通し No	類	類内 番号	対象感染症	届出種類		届出、報告時期 (医師→保健所→ 情報センター→国)	届出対象		
				全数	定点		患者	擬似症 患者	無症状病原 体保有者
99	5類	36	性器ヘルペスウイルス感染症		STD定点	翌月初日	○		
100	5類	37	尖圭コンジローマ		STD定点	翌月初日	○		
101	5類	38	手足口病		小児科定点	翌週の月曜日	○		
102	5類	39	伝染性紅斑		小児科定点	翌週の月曜日	○		
103	5類	40	突発性発しん		小児科定点	翌週の月曜日	○		
104	5類	41	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		基幹定点	翌月初日	○		
105	5類	42	ヘルパンギーナ		小児科定点	翌週の月曜日	○		
106	5類	43	マイコプラズマ肺炎		基幹定点	翌週の月曜日	○		
107	5類	44	無菌性髄膜炎		基幹定点	翌週の月曜日	○		
108	5類	45	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		基幹定点	翌月初日	○		
109	5類	46	薬剤耐性緑膿菌感染症		基幹定点	翌月初日	○		
110	5類	47	流行性角結膜炎		眼科定点	翌週の月曜日	○		
111	5類	48	流行性耳下腺炎		小児科定点	翌週の月曜日	○		
112	5類	49	淋菌感染症		STD定点	翌月初日	○		
113	新型イン フルエンザ 等感染 症	1	新型インフルエンザ	○		直ちに	○	○	○
114		2	再興型インフルエンザ	○		直ちに	○	○	○
115		3	新型コロナウイルス感染症	○		直ちに	○	○	○
116		4	再興型コロナウイルス感染症	○		直ちに	○	○	○
117	疑似症	1	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、集中医療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものの		小児科・内科・皮膚科擬似症定点 (第2号擬似症定点)	直ちに 擬似症定点→国(オンラインシステムによる報告)	-	-	-
118	法第14条第8項の規定に基づく把握の対象	1	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたものの			直ちに	-	-	-

*「インフル/COVID定点」の正式名称は「インフルエンザ/COVID-19定点」

- (1) 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る
- (2) 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る
- (3) ウエストナイル脳炎を含む
- (4) 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る
- (5) H5N1及びH7N9を除く
- (6) E型肝炎及びA型肝炎を除く
- (7) 急性灰白髄炎を除く
- (8) ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く
- (9) 患者が入院を要すると認められるものに限る
- (10) 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く
- (11) オウム病を除く
- (12) インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く
- (13) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。